

新潟県版 旅館業許可・建築書類チェックリスト

宿カギ (yadokagi.jp) | 手引き確認日: 2026-08-01 | 作成日: 2026-08-01

本チェックリストは公表資料に基づく参考情報です。要件・様式は変わることがあるため、必ず管轄窓口で最新をご確認ください。

1. 物件情報 (ご記入ください)

- ☐ 物件の所在地
- ☐ 築年 (おおよそで可)
- ☐ 構造 (木造・鉄骨造・RC造など)
- ☐ 階数
- ☐ 延床面積 (用途変更する部分の床面積)
- ☐ 建物登記の有無
- ☐ 確認済証・検査済証・図面の有無

2. 新潟県の手引きで求められる建築関係書類 (該当を確認)

検査済証の写し: 原則必要 (ない場合の代替書類の案内あり)

検査済証がない場合の代替ルート: 公開資料に代替ルートの明記あり

検査済証がない場合の代替書類 (手引き記載):

- ☐ 申立書 (検査済証等が交付されない場合) [十日町: 「建築物の検査済証 (又は申立書) 」 「消防法令適合通知書」を求め
- ☐ 「建築基準法上の『旅館』としての措置が不要な施設である」旨の申立書 (上越・参考様式(3): 住宅を改造して小規模な農
- ☐ 「建築確認対象外施設である」旨の申立書 (上越・参考様式(4): 建築基準法上の適用を受けない建造物で行う場合).....
- ☐ 建築基準法上の規定に適合している旨の建築士による証明書 (上越・参考様式(1) 「建築基準関係規定に適合している旨の証
- ☐ 確認項目一覧 (上越・参考様式(2): 申立書提出の前段として建築確認不要であることを建築基準法所管部署に確認する様式

建築士による証明・確認書類: 手引きに記載あり

消防法令適合通知書: 必要 (手引きに記載あり)

事前相談: 必要 (手引きに記載あり)

関係様式 (手引き記載・公式ダウンロード先):

- ・旅館業許可申請書 (別記第1号様式)
<https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/attachment/386457.docx>
- ・参考様式(1) 建築基準関係規定に適合している旨の証明書 (建築士による)
<https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/attachment/502888.doc>
- ・参考様式(2) 確認項目一覧
<https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/attachment/502890.doc>
- ・参考様式(3) 「旅館」としての措置が不要な旨の申立書
<https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/attachment/502892.doc>
- ・参考様式(4) 建築確認対象外施設である旨の申立書
<https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/attachment/502893.doc>

3. 出典 (公式情報・確認先)

- ・旅館業開業の手引き (R6.1) (新潟県十日町保健所 / 手引き / 確認日 2026-08-01)
<https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/attachment/389973.pdf>
- ・旅館業を開業するみなさまへ (旅館業の許可を取得するには) (新潟県上越保健所 / その他 / 確認日 2026-08-01)
<https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/attachment/503891.pdf>
- ・【上越】旅館営業の各種手続きについて (新潟県上越保健所 / 公式ページ / 確認日 2026-08-01)

https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/jouetsu_kenkou/1204131670748.html

・旅館業営業許可申請の手続きについて（新潟市（政令指定都市・保健所設置市）／公式ページ／確認日 2026-08-01）

<https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/kankyo/kankyoeisei/ryokan.html>

・旅館業営業許可申請手続きについて（フロー図PDF）（新潟市保健所／手引き／確認日 2026-08-01）

<https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/kankyo/kankyoeisei/ryokan.files/tetudukiflow.pdf>

4. 次のステップ

書類がそろわない場合や、どれに該当するか分からない場合も、そのままの状態でご相談いただけます。宿カギの無料物件診断（<https://yadokagi.jp/#contact>）では、翌営業日までに対応可否の見立てをご連絡します。本資料は旅館業許可の取得や証明書の発行を保証するものではありません。